

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（内閣官房情報通信技術（IT）担当室）

制 度 名	電子政府推進税制の延長				
税 目	登録免許税、所得税				
要 望 の 内 容	<p>行政手続におけるオンライン利用の促進を図るため、国に対する申請等手続のうち大きな割合を占める登記、国税分野について、以下の税制上の措置を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産登記及び商業登記について、オンラインで申請した場合に当該登記の際に納付すべき登録免許税を軽減する措置を2年間延長する。 （法務省と共同要望） 2. オンライン申請等を行う際の本人確認に必要な住基カード、電子証明書、ICカードリーダーライタ等の取得を支援するため、所得税の確定申告について、オンラインで申請した場合、所得税の税額控除を行う措置（1回限り）を2年間延長する。 <table border="1" data-bbox="874 808 1481 927"> <tr> <td data-bbox="874 808 1219 927">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 808 1481 927">－ 百万円 （▲4,100 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲4,100 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲4,100 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民の利便性の向上や行政事務の効率化といった、行政手続のオンライン化の効果を最大限発揮するためには、行政手続をオンラインでできるようにする環境を整えるだけでなく、実際に国民に利用してもらうことを通じて、持続的な利用へとつなげていくことが必要。</p> <p>このため、「IT新改革戦略」（H18.1.9 IT戦略本部決定）において、2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成することを目標に掲げるとともに、平成19年に電子政府推進税制を創設し、オンライン利用の促進に取り組んできている。</p> <p>「新たな情報通信技術戦略」（H22.5.11 IT戦略本部決定）においては、すべての行政手続をオンライン化すると従来の原則を改め、「費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる」こととしており、具体的には、申請件数が少ない手続についてオンライン申請を停止する一方で、国民に身近で申請件数が多い手続について重点的に利用促進を図る方向で検討しているところである。</p> <p>以上を踏まえ、国民にとって身近であり、国に対する申請・申告等手続の大きな割合を占める登記および国税分野について、電子政府推進税制を延長することにより、オンライン利用を一層促進し、利便性・サービス向上を実感できる「国民本位の電子行政の実現」を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>当税制の適用実績は、所得税が74万件、登録免許税が191万件となっている。電子証明書発行件数（累計）の増加（25万件（H18）→146万件（H21））やオンライン利用率の向上（登記：34%（H19）→54.8%（H21）、国税：23%（H19）→45.4%（H21））に寄与しているものと認められる。</p> <p>しかしながら、「新成長戦略」（H22.6.18閣議決定）においても「我が国の情報通信技術は、その技術水準やインフラ整備の面では世界最高レベルに達しているが、その利活用は先進諸外国に遅れを取っており、潜在的な効果が実現されていない」と指摘されており、オンライン利用を一層促進していくことが必要。国民の利便性の向上や行政事務の効率化といった行政手続のオンライン化の効果を最大限発揮するため、電子政府推進税制の延長が不可欠。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	新たな情報通信技術戦略（H22.5.11 IT戦略本部決定） Ⅱ. 1. (1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化 Ⅲ. 1. (1). ii) 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定
		政策の達成目標	行政手続のオンライン化の効果（国民の利便性の向上、行政の効率化）を最大限発揮するため、オンライン利用の促進を図ること。 （具体的な数値目標については、本年度中に策定する「オンライン利用に関する計画」において設定すべく検討中）
		租税特別措置の適用又は延長期間	登録免許税、所得税とも、平成23年度～平成24年度の2年間
		同上の期間中の達成目標	行政手続のオンライン化の効果（国民の利便性の向上、行政の効率化）を最大限発揮するため、オンライン利用の促進を図ること。 （具体的な数値目標については、本年度中に策定する「オンライン利用に関する計画」において設定すべく検討中）
	有 効 性	政策目標の達成状況	（オンライン利用率） 国の行政手続全体 : 34.1%（H20）、39.5%（H21） その内 登録分野（関連5手続） H20 : 47.2%（目標 37%） H21 : 54.8%（目標 42%） 国税分野（関連15手続） H20 : 36.6%（目標 30%） H21 : 45.4%（目標 40%）
		要望の措置の適用見込み	（登録免許税） : 2,016千件（H23）、2,172千件（H24） （所得税） : 705千件（H23）、705千件（H24） ※「オンライン利用拡大行動計画」における目標値による
	相 当 性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	オンライン申請（代理申請含む）を行う場面をとらえ、一定の条件のもとで登録免許税または所得税を軽減するものであり、税制の目的を利用者に明確に伝えることができることから、手段としての有効性がある。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
			上記の予算上の措置等と要望項目との関係

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>電子政府推進税制を2年間延長することにより、登記及び国税分野におけるオンライン利用が更に促進され、オンライン化による利用者利便の向上や行政事務の効率化を期待することができる。</p> <p>また、オンライン申請等（代理申請含む）を行う場合に、一定の条件のもとで登録免許税または所得税を軽減するものであり、申請者（代理申請含む）と受益者との関係は明確になっている。</p> <p>なお、オンライン申請等の時点で税額を軽減する方式であるため、個別に補助金申請するよりも国民・行政双方の観点から効率的である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>（登録免許税） H20：【適用件数】 78万件 H21：【適用件数】 103万件</p> <p>（所得税） H20：【適用件数】 30万件 H21：【適用件数】 18万件</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用率の向上 国の行政手続き全体：34.1%（H20）、39.5%（H21） その内 登記分野（関連5手続） H20：47.2%（目標37%） H21：54.8%（目標42%） 国税分野（関連15手続） H20：36.6%（目標30%） H21：45.4%（目標40%） ・オンライン申請（代理申請含む）を行う場面を捉え、一定の条件のもとで登録免許税または所得税を軽減するものであり、税制の目的を利用者に明確に伝えることができることから手段としての有効性がある。
	前回要望時の達成目標	「IT新改革戦略」において定められた「平成22年度までにオンライン利用率50%以上」の目標の達成。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成21年度末時点のオンライン利用率は39.5%となっており、引続きオンラインの利用促進に向け、各種施策を実施。
これまでの要望経緯	<p>電子政府を推進する観点から、平成19年度税制改正要望において電子政府推進税制を要望（2年間）。平成21年度税制改正要望において、以下のとおり拡充・延長を要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税については、平成21年度、平成22年度の2年間 ・登録免許税については、平成22年1月1日から平成23年3月31日までの1年3ヶ月間 	